

# 本橋プロジェクト

No,7

2023年4月19日

発行・編集責任者  
斉藤孝紀

JR東海労新幹線地本  
本橋裁判プロジェクト

## 第3回口頭弁論開かれる！

## 東京地区の車両所の54歳原則出向の人選は公平・公正にあらず！さらに同意なき命令は無効だ！

本日、東京地裁で本橋本部書記長の出向取消し裁判第3回口頭弁論が開催されました。まだまだ証人尋問前の準備書面による陳述のやり取りでした。会社側の準備書面で「54歳原則出向が、組合所属に関係なく、公平・公正に実施されている」「標準化された仕業検査業務のみに従事する社員を原則出向の対象としている」「本件再雇用契約は、原告の同意に基づき、法的な瑕疵なく、正当かつ有効な契約として成立している」と述べています。さらに「技能が不十分だったため」に出向対象者外だったが2人を出向させたとの証拠資料まで提出しています。なんの根拠で技能が不十分というのでしょうか。全く無礼な話しです。多くの組合員・OB会員の参加で報告集会を終えました。川島OB会員から力強い共に闘う挨拶を受けました。本橋さんからいかに会社の陳述がデタラメであること、仕業に戻るまで闘う決意が表明されました。次回は6月7日(水)11時 510号法廷